

【2・3号認定】認定こども園・地域型保育（保育認定）

階層	区分	利用者負担の月額(単位:円)						
		保育標準時間			保育短時間			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	5,000	3,000	3,000	3,600	2,100	2,100	
	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
第3階層	12,000円未満	10,000	8,000	8,000	7,300	5,800	5,800	
	ひとり親世帯等	第1子	4,500	3,500	3,500	3,150	2,400	2,400
		第2子	0	0	0	0	0	0
第4階層	24,000円未満	15,000	10,000	10,000	10,900	7,300	7,300	
	ひとり親世帯等	第1子	7,000	4,500	4,500	4,950	3,150	3,150
		第2子	0	0	0	0	0	0
第5階層	48,600円未満	18,000	15,000	15,000	13,000	10,900	10,900	
	ひとり親世帯等	第1子	8,500	7,000	7,000	6,000	4,950	4,950
		第2子	0	0	0	0	0	0
第6階層	57,700円未満	20,000	18,000	18,000	14,500	13,000	13,000	
	ひとり親世帯等	第1子	10,000	9,000	9,000	7,250	6,500	6,500
		第2子	0	0	0	0	0	0
第7階層	77,101円未満	23,000	20,000	19,000	16,700	14,500	13,800	
	ひとり親世帯等	第1子	11,500	10,000	9,500	8,350	7,250	6,900
		第2子	0	0	0	0	0	0
第8階層	97,000円未満	27,000	24,000	22,000	19,600	17,400	16,000	
第9階層	133,000円未満	33,000	28,000	26,000	23,900	20,300	18,900	
第10階層	169,000円未満	40,000	31,000	28,000	29,000	22,500	20,300	
第11階層	301,000円未満	51,000	34,000	30,000	37,000	24,700	21,900	
第12階層	397,000円未満	54,000	35,000	32,000	39,200	25,400	23,300	
第13階層	397,000円以上	57,000	36,000	35,000	41,400	26,100	25,400	

4. 利用者負担額の切り替え時期

4月から8月分の利用者負担額は前年度市町村民税額、9月分以降の利用者負担額は当該年度市町村民税額で決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税に基づく利用者負担額 ※平成27年度分(平成26年分所得で決定)					当該年度の市町村民税に基づく利用者負担額 ※平成28年度分(平成27年分所得で決定)						

■問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

認定こども園・地域型保育利用者負担額(保育料)のお知らせ

平成28年度4月の国の制度改正に伴い、村内の認定こども園や地域型保育を利用する場合の利用者負担額(保育料)等が変更となります。利用者負担額は、父母の課税額(市町村民税のうち市町村民税の所得割額)の合算額、お子さんの4月1日現在の年齢及び支給認定区分に応じて階層区分を判断し、算定します。

※父母の収入のみで生計が維持できないと判断される場合は、同居の祖父母等(家計の主宰者である場合に限る。)の課税額も合算して判定を行います。



1. 3つの認定区分

認定区分	対象年齢	保育の必要性	就労形態等	保育の必要量(利用時間)	保育時間
1号認定	3歳以上	なし		《教育標準時間》 4時間	午前9時 ～午後2時
2号認定	3歳以上	あり	主にフルタイム (1か月当たり120時間程度の就労)	《保育標準時間》 11時間利用可能	午前7時15分 ～午後6時15分
			主にパートタイム (1か月当たり64時間程度の就労)	《保育短時間》 8時間利用可能	午前8時30分 ～午後4時30分
3号認定	3歳未満	あり	主にフルタイム (1か月当たり120時間程度の就労)	《保育標準時間》 11時間利用可能	午前7時15分 ～午後6時15分
			主にパートタイム (1か月当たり64時間程度の就労)	《保育短時間》 8時間利用可能	午前8時30分 ～午後4時30分

2. 国による利用者負担額(保育料)の負担軽減策の拡充

(1) 多子世帯

これまでの制度では、認定こども園等に同時入所している場合、第2子は半額、第3子以降は無料とされていましたが、平成28年度分より年収約360万円未満の世帯について、同時入所を問わず、第2子は半額、第3子は無料となります。

(2) ひとり親世帯等

今回の制度改正では、ひとり親世帯及び障害児(者)がおられる世帯のうち、年収約360万円未満の世帯について、第1子は半額、第2子以降は無料となります。

3. 平成28年度4月分からの利用者負担額表

【1号認定】認定こども園(教育認定)

階層	区分	利用者負担の月額(単位:円)	
第1階層	生活保護世帯等	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000	
	ひとり親世帯等	0	
第3階層	市町村民税所得割課税額	77,100円以下	10,000
		ひとり親世帯等	4,500
第4階層	市町村民税所得割課税額	211,200円以下	11,000
第5階層		211,201円以上	13,000